

令 和 年 月 日 執 行
衆 議 院 小 選 挙 区 選 出 議 員 選 挙

立候補届出関係諸用紙綴

(候補者用)

鹿児島県選挙管理委員会

候補者届出用紙一覧表（候補者用）

番号	用紙の種別	枚数	備考
1	候補者届出書(本人届出)	2	
2	宣誓書	2	
3	通称認定申請書	2	
4	候補者推薦届出書（推薦届出）	2	推薦届出の場合のみ
5	候補者推薦届出承諾書	2	同上
6	選挙人名簿登録証明書	2	同上
7	所属する政党に関する文書	2	
8	団体所属証明書	2	
9	選挙事務所設置届出書	5	
10	選挙事務所異動届出書	5	
11	出納責任者選任届出書	3	
12	公営施設使用の個人演説会開催申出書	20	
13	報酬を支給できる事務員等の届出書	5	
14	候補者経歴書	4	
15	選挙運動費用収支報告書	12×3組	
16	開票立会人となるべき者の届出書	10	
17	開票立会人となるべき者の承諾書	10	
18	選挙立会人となるべき者の届出書	2	
19	選挙立会人となるべき者の承諾書	2	
20	選挙運動のために使用するビラの届出書	5	
21	委任状	2	

候補者届出用紙等の記載上の注意

1 全様式に共通する注意事項

- (1) 黒色又は青色のペン又はボールペンで、明確に楷書で記載すること。
- (2) 「氏名」は、戸籍簿に記載された氏名を記載し、ふりがなをつけること。しかし、戸籍簿記載の氏名に対応する常用漢字表に掲げる通用字体及び人名用漢字別表に掲げる字体を使用することは差し支えない（例：濱、澤 → 浜、沢）。
- (3) 「住所」は、戸籍謄本・住民票等に記載された公称名を正確に記載すること。
- (4) 印鑑を使用する場合は明確に捺印し、全期間、各書類を通じ同一のものを使用すること。
- (5) 交付したそれぞれの用紙が不足する場合は、適宜コピーして使用すること。

2 候補者届出書(候補者用)の注意事項

- (1) 「本籍」は、戸籍謄本・住民票等に記載された公称名を正確に記載すること。
- (2) 「生年月日」の（満 歳）内には、選挙期日現在の満年齢を記載すること。
- (3) 「職業」は、なるべく詳細に記載すること（公務員→○○市民生委員）。

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（本人届出）

候補者 氏名	本籍	住所	生年月日 (満歳)	職業	選挙 令和年月日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第区	一のウェブサイト等のアドレス 衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名	添付書類
一 候補者となることができない旨の宣誓書							五 四三二 一 候補者となることができない者でない旨の宣誓書 候補者の戸籍の謄本又は抄本 供託証明書 団体所属証明書

右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和年月日

氏名

衆議院小選挙区選出議員選挙鹿児島県第
四選挙長

殿

備考一三二四
「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載しなければならない。
「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。
候補者本人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出を行ふこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を行うこと。
この限りではない。

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（本人届出）

候補者 氏ふりがな名

性別

職業	生年月日	住所	本籍	候補者
（満歳）				
一のウェブサイト等のアドレス				
選挙	令和年月日執行	衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第区		
衆議院議員と兼ねることができる職にある者についてはその職名				
添付書類	一 候補者となることができない旨の宣誓書 二 団体所属に関する文書 三 团体所属証明書 四 供託証明書 五 候補者の戸籍の謄本又は抄本			

右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和年月日

氏名

衆議院小選挙区選出議員選挙鹿児島県第区選挙長

殿

備考

三二一 「生年月日」欄には、職業をなるべく詳細に記載しなければならない。
 三二二 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載しなければならない。
 四 イト等のアドレスを記載することができます。代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ふこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合

宣誓書

私は、公職選挙法第八十六条の八（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第一項、第八十七条（重複立候補等の禁止）第一項若しくは第二項、第八十七条の二（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員たることを辞した者等の立候補制限）、第二百五十一条の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）又は第二百五十一条の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

宣誓書

私は、公職選挙法第八十六条の八（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第一項、第八十七条（重複立候補等の禁止）第一項若しくは第二項、第八十七条の二（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員たることを辞した者等の立候補制限）、第二百五十一条の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）又は第二百五十一条の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

通称認定申請書

候補者氏名

呼りがな
称

令和年月日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区において、公職選挙法施行令第八十

八条第九項において準用する同条第八項の規定により右の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和年月日

住所

氏名

衆議院小選挙区選出議員選挙鹿児島県第 区 選挙長 殿

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

通称認定申請書

候補者氏名

呼りがな
称

令和年月日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区において、公職選挙法施行令第八十

八条第九項において準用する同条第八項の規定により右の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和年月日

住所

氏名

衆議院小選挙区選出議員選挙鹿児島県第 区 選挙長 殿

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（推薦届出）

候補者 氏名	本籍	住所	生年月日	(満歳)
職業	選挙のウェブサイト等のアドレス	選挙年月日執行	衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第区	
添付書類	衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名			
七六五四三二一 候補者供託証明書 候補者の戸籍の謄本又は抄本 選挙人名簿登録証明書	候補者となることに関する文書 団体所屬証明書			

右のとおり推薦届出をします。

令和年月日

推薦届出者

住 所 氏 名

推薦届出者

住 所 氏 名

年 月 日 生 年 月 日 殿

衆議院小選挙区選出議員選挙鹿児島県第区選挙長

備考

- 一 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
- 二 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載しなければならない。
- 三 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができます。
- 四 該代理人の本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（推薦届出）

候補者	本籍	年月日	住所	生年月日	本籍	候補者
氏名		(満歳)				性別
職業		選挙年月日執行		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第区		選挙年月日
一のウェブサイト等のアドレス		衆議院議員と兼ねることができる職にある者についてはその職名		衆議院議員と兼ねることができる職にある者についてはその職名		一のウェブサイト等のアドレス
		候補者となることに関する文書				
		候補者の戸籍の謄本又は抄本				
		選挙人名簿登録証明書				
添付書類		七六五四三二一				
		候補者となることに関する文書				
		候補者の戸籍の謄本又は抄本				
		選挙人名簿登録証明書				

右のとおり推薦届出をします。

令和年月日

推薦届出者

住 所 氏 名

推薦届出者 住 所 氏 名

年 月 日 生 年 月 日 殿

選挙長

衆議院小選挙区選出議員選挙鹿児島県第区

備考

- 一 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
- 二 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載しなければならない。
- 三 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができます。
- 四 該代理人の本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、推薦届出者本人の署名その他措置がある場合はこの限りではない。

候補者推薦届出承諾書

令和年月日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第

区における候補者となることを承諾しま

す。

令和年月日

住所

氏名

推薦届出者

殿

候補者推薦届出承諾書

令和年月日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第

区における候補者となることを承諾しま

す。

令和年月日

住所

氏名

推薦届出者

殿

選挙人名簿登録証明書

住 所 氏 名

右の者は、本において令和 年 月 日現在における選挙人名簿に登録されていることを証明する。

令和 年 月 日

府 都
県 道

郡 市

町 村

選挙管理委員会委員長

印

選挙人名簿登録証明書

住 所 氏 名

右の者は、本において令和 年 月 日現在における選挙人名簿に登録されていることを証明する。

令和 年 月 日

府 都
県 道

郡 市

町 村

選挙管理委員会委員長

印

所属する政党（政治団体）に関する文書

私は、

令和
年 月 日

氏名 住所

党（政治団体）に所属する者であります。

所属する政党（政治団体）に関する文書

私は、

令和

年

月

日

氏名

住所

党（政治団体）

に所属する者であります。

団体所属証明書

氏名

住所

右の者は、本政党（政治団体）に所属する者であることを証明する。

令和 年 月 日

政党（支部）（政治団体名）

代表者（支部長、責任者）

団体所属証明書

氏名

住所

右の者は、本政党（政治団体）に所属する者であることを証明する。

令和 年 月 日

政党（支部）（政治団体名）

代表者（支部長、責任者）

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

届出人 住 所

氏 名

選挙事務所設置届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者氏名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者

2 事務所の所在地

鹿児島県	市 郡	町 村	番地
		() 方

連絡電話番号 () 局 番

3 設置年月日 令和 年 月 日

備考

- この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所設置所在地の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 選挙事務所を設置し得る者は、候補者又は推薦届出者でなければならない。
- 推薦届出者が設置したときは候補者の承諾書を添付すること。
- 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

届出人 住 所

氏 名

選挙事務所設置届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者氏名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者

2 事務所の所在地

鹿児島県	市 郡	町 村	番地
		() 方

連絡電話番号 () 局 番

3 設置年月日 令和 年 月 日

備考

- この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所設置所在地の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 選挙事務所を設置し得る者は、候補者又は推薦届出者でなければならない。
- 推薦届出者が設置したときは候補者の承諾書を添付すること。
- 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

届出人 住 所

氏 名

選挙事務所設置届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者氏名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者

2 事務所の所在地

鹿児島県	市 郡	町 村	番地
		() 方

連絡電話番号 () 局 番

3 設置年月日 令和 年 月 日

備考

- この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所設置所在地の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 選挙事務所を設置し得る者は、候補者又は推薦届出者でなければならない。
- 推薦届出者が設置したときは候補者の承諾書を添付すること。
- 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

届出人 住 所

氏 名

選挙事務所設置届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者氏名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者

2 事務所の所在地

鹿児島県	市 郡	町 村	番地
		() 方

連絡電話番号 () 局 番

3 設置年月日 令和 年 月 日

備考

- この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所設置所在地の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 選挙事務所を設置し得る者は、候補者又は推薦届出者でなければならない。
- 推薦届出者が設置したときは候補者の承諾書を添付すること。
- 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

届出人 住 所

氏 名

選挙事務所設置届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者氏名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者

2 事務所の所在地

鹿児島県	市 郡	町 村	番地
		() 方

連絡電話番号 () 局 番

3 設置年月日 令和 年 月 日

備考

- この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所設置所在地の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 選挙事務所を設置し得る者は、候補者又は推薦届出者でなければならない。
- 推薦届出者が設置したときは候補者の承諾書を添付すること。
- 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿

届出人 住 所

氏 名

選 挙 事 務 所 異 動 届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者氏名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者

2 事務所の所在地

新 鹿児島県	市	町	番地
	郡	村	
		(方)	

連絡電話番号 () 局 番

旧 鹿児島県	市	町	番地
	郡	村	
		(方)	

3 異動年月日 令和 年 月 日

備 考

- この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所異動関係の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 候補者又は推薦届出本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿

届出人 住 所

氏 名

選 挙 事 務 所 異 動 届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者氏名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者

2 事務所の所在地

新 鹿児島県	市	町	番地
	郡	村	
		(方)	

連絡電話番号 () 局 番

旧 鹿児島県	市	町	番地
	郡	村	
		(方)	

3 異動年月日 令和 年 月 日

備 考

- この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所異動関係の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 候補者又は推薦届出本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿

届出人 住 所

氏 名

選 挙 事 務 所 異 動 届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者氏名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者

2 事務所の所在地

新 鹿児島県	市	町	番地
	郡	村	
		(方)	

連絡電話番号 () 局 番

旧 鹿児島県	市	町	番地
	郡	村	
		(方)	

3 異動年月日 令和 年 月 日

備 考

- この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所異動関係の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 候補者又は推薦届出本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿

届出人 住 所

氏 名

選 挙 事 務 所 異 動 届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者氏名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者

2 事務所の所在地

新 鹿児島県	市	町	番地
	郡	村	
		(方)	

連絡電話番号 () 局 番

旧 鹿児島県	市	町	番地
	郡	村	
		(方)	

3 異動年月日 令和 年 月 日

備 考

- この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所異動関係の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 候補者又は推薦届出本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿

届出人 住 所

氏 名

選 挙 事 務 所 異 動 届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者氏名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者

2 事務所の所在地

新 鹿児島県	市	町	番地
	郡	村	
		(方)	

連絡電話番号 () 局 番

旧 鹿児島県	市	町	番地
	郡	村	
		(方)	

3 異動年月日 令和 年 月 日

備 考

- この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所異動関係の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 候補者又は推薦届出本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

届出人等 住 所

氏名(名称)

出 納 責 任 者 選 任 届

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区における出納責任者を下記のとおり選任しましたので、公職選挙法第180条第3項の規定により届け出ます。

記

出納責任者

氏 名	
住 所	(電話)
職 業	
生 年 月 日	年 月 日
選 任 年 月 日	令和 年 月 日
候補者氏名	衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者

備 考

- この届出をした後でなければ、公職の候補者の推薦、支持又は反対その他の運動のために、いかなる名義をもってするを問わず公職の候補者のために寄附を受け、又は支出をすることができず、又は公職の候補者又は推薦者が寄附を受けることもできない。
- 候補者届出政党が届出人の場合は、届出人等の欄は当該政党名を記載すること。
- 推薦届出者が出納責任者を選任したときは、その選任につき公職の候補者の承諾書を添付すること。
- 出納責任者の異動又は出納責任者の職務代行の届出は、この選任届出の例によりその年月日を付して届け出ること。
- 推薦届出者が出納責任者を選任した場合で、推薦届出者が数人あったときは、その代表者たることを証する書面を添付すること。
- 公職の候補者又は推薦届出者又は政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は推薦届出者又は政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

届出人等 住 所

氏名(名称)

出 納 責 任 者 選 任 届

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区における出納責任者を下記のとおり選任しましたので、公職選挙法第180条第3項の規定により届け出ます。

記

出納責任者

氏 名	
住 所	(電話)
職 業	
生 年 月 日	年 月 日
選 任 年 月 日	令和 年 月 日
候補者 氏名	衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者

備 考

- この届出をした後でなければ、公職の候補者の推薦、支持又は反対その他の運動のために、いかなる名義をもってするを問わず公職の候補者のために寄附を受け、又は支出をすることができず、又は公職の候補者又は推薦者が寄附を受けることもできない。
- 候補者届出政党が届出人の場合は、届出人等の欄は当該政党名を記載すること。
- 推薦届出者が出納責任者を選任したときは、その選任につき公職の候補者の承諾書を添付すること。
- 出納責任者の異動又は出納責任者の職務代行の届出は、この選任届出の例によりその年月日を付して届け出ること。
- 推薦届出者が出納責任者を選任した場合で、推薦届出者が数人あったときは、その代表者たることを証する書面を添付すること。
- 公職の候補者又は推薦届出者又は政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は推薦届出者又は政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

届出人等 住 所

氏名(名称)

出 納 責 任 者 選 任 届

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区における出納責任者を下記のとおり選任しましたので、公職選挙法第180条第3項の規定により届け出ます。

記

出納責任者

氏 名	
住 所	(電話)
職 業	
生 年 月 日	年 月 日
選 任 年 月 日	令和 年 月 日
候補者 氏名	衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者

備 考

- この届出をした後でなければ、公職の候補者の推薦、支持又は反対その他の運動のために、いかなる名義をもってするを問わず公職の候補者のために寄附を受け、又は支出をすることができず、又は公職の候補者又は推薦者が寄附を受けることもできない。
- 候補者届出政党が届出人の場合は、届出人等の欄は当該政党名を記載すること。
- 推薦届出者が出納責任者を選任したときは、その選任につき公職の候補者の承諾書を添付すること。
- 出納責任者の異動又は出納責任者の職務代行の届出は、この選任届出の例によりその年月日を付して届け出ること。
- 推薦届出者が出納責任者を選任した場合で、推薦届出者が数人あったときは、その代表者たることを証する書面を添付すること。
- 公職の候補者又は推薦届出者又は政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は推薦届出者又は政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿
申出人 衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者
氏 名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区		
	ふりがな 氏名		党派別	
	住 所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設	名 称			
	所在地			
開催すべき日時	令和 年 月 日	午	前後前後	時 分より
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担又は公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（国庫負担又は自己負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿
申出人 衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者
氏 名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区		
	ふりがな 氏名		党派別	
	住 所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設	名 称			
	所在地			
開催すべき日時	令和 年 月 日	午	前後前後	時 分より
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担又は公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（国庫負担又は自己負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿
申出人 衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者
氏 名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区		
	ふりがな 氏名		党派別	
	住 所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設	名 称			
	所在地			
開催すべき日時	令和 年 月 日	午	前後前後	時 分より
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担又は公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（国庫負担又は自己負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿
申出人 衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者
氏 名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区		
	ふりがな 氏名		党派別	
	住 所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設	名 称			
	所在地			
開催すべき日時	令和 年 月 日	午	前後前後	時 分より
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担又は公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（国庫負担又は自己負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿
申出人 衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者
氏 名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区		
	ふりがな 氏名		党派別	
	住 所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設	名 称			
	所在地			
開催すべき日時	令和 年 月 日	午	前後前後	時 分より
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担又は公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（国庫負担又は自己負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿
申出人 衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者
氏 名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区		
	ふりがな 氏名		党派別	
	住 所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設	名 称			
	所在地			
開催すべき日時	令和 年 月 日	午	前後前後	時 分より
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担又は公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（国庫負担又は自己負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿
申出人 衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者
氏 名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区		
	ふりがな 氏名		党派別	
	住 所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設	名 称			
	所在地			
開催すべき日時	令和 年 月 日	午	前後前後	時 分より
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担又は公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（国庫負担又は自己負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿
申出人 衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者
氏 名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区		
	ふりがな 氏名		党派別	
	住 所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設	名 称			
	所在地			
開催すべき日時	令和 年 月 日	午	前後前後	時 分より
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担又は公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（国庫負担又は自己負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿
申出人 衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者
氏 名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区		
	ふりがな 氏名		党派別	
	住 所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設	名 称			
	所在地			
開催すべき日時	令和 年 月 日	午	前後前後	時 分より
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担又は公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（国庫負担又は自己負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿
申出人 衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者
氏 名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区		
	ふりがな 氏名		党派別	
	住 所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設	名 称			
	所在地			
開催すべき日時	令和 年 月 日	午	前後前後	時 分より
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担又は公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（国庫負担又は自己負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿
申出人 衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者
氏 名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区		
	ふりがな 氏名		党派別	
	住 所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設	名 称			
	所在地			
開催すべき日時	令和 年 月 日	午 前 午 後	時 前後時	分より 分まで
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担又は公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（国庫負担又は自己負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿
申出人 衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者
氏 名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区		
	ふりがな 氏名		党派別	
	住 所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設	名 称			
	所在地			
開催すべき日時	令和 年 月 日	午	前後前後	時 分より
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担又は公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（国庫負担又は自己負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿
申出人 衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者
氏 名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区		
	ふりがな 氏名		党派別	
	住 所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設	名 称			
	所在地			
開催すべき日時	令和 年 月 日	午	前後前後	時 分より
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担又は公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（国庫負担又は自己負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿
申出人 衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者
氏 名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区		
	ふりがな 氏名		党派別	
	住 所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設	名 称			
	所在地			
開催すべき日時	令和 年 月 日	午	前後前後	時 分より
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担又は公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（国庫負担又は自己負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿
申出人 衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者
氏 名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区		
	ふりがな 氏名		党派別	
	住 所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設	名 称			
	所在地			
開催すべき日時	令和 年 月 日	午	前後前後	時 分より
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担又は公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（国庫負担又は自己負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿
申出人 衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者
氏 名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区		
	ふりがな 氏名		党派別	
	住 所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設	名 称			
	所在地			
開催すべき日時	令和 年 月 日	午	前後前後	時 分より
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担又は公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（国庫負担又は自己負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿
申出人 衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者
氏 名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区		
	ふりがな 氏名		党派別	
	住 所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設	名 称			
	所在地			
開催すべき日時	令和 年 月 日	午	前後前後	時 分より
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担又は公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（国庫負担又は自己負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿
申出人 衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者
氏 名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区		
	ふりがな 氏名		党派別	
	住 所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設	名 称			
	所在地			
開催すべき日時	令和 年 月 日	午	前後前後	時 分より
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担又は公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（国庫負担又は自己負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿
申出人 衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者
氏 名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区		
	ふりがな 氏名		党派別	
	住 所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設	名 称			
	所在地			
開催すべき日時	令和 年 月 日	午	前後前後	時 分より
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と一緒にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担又は公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（国庫負担又は自己負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と一緒に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿
申出人 衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者
氏 名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区		
	ふりがな 氏名		党派別	
	住 所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設	名 称			
	所在地			
開催すべき日時	令和 年 月 日	午	前後前後	時 分より
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担又は公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（国庫負担又は自己負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

屆出書

令和8年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

記

(裏面)

備考

- 1 「使用者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあっては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあっては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあっては「手話通訳者」と、専ら要約筆記（同法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあっては「要約筆記者」と記載するものとする。
- 2 公職選挙法第150条第1項第2号イ又はロに掲げる者が同条第2項の政見の放送のための録画をする場合において、その者が同法第197条の2第2項の規定により専ら手話通訳のために使用する者に対して報酬を支給するときは、「使用する期間」の欄に、同法第86条の4第1項、第2項、第5項の規定による届出のあつた日から当該選挙の期日の前日までの間のいずれかの日（その日に使用する者が当該専ら手話通訳のために使用する者を含め50人を超えない日に限る。）を記載し、「備考」の欄に「公職選挙法施行令第129条第7項に規定する場合である」と記載するものとする。
- 3 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

屆出書

令和8年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

記

(裏面)

備考

- 1 「使用者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあっては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあっては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあっては「手話通訳者」と、専ら要約筆記（同法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあっては「要約筆記者」と記載するものとする。
- 2 公職選挙法第150条第1項第2号イ又はロに掲げる者が同条第2項の政見の放送のための録画をする場合において、その者が同法第197条の2第2項の規定により専ら手話通訳のために使用する者に対して報酬を支給するときは、「使用する期間」の欄に、同法第86条の4第1項、第2項、第5項の規定による届出のあつた日から当該選挙の期日の前日までの間のいずれかの日（その日に使用する者が当該専ら手話通訳のために使用する者を含め50人を超えない日に限る。）を記載し、「備考」の欄に「公職選挙法施行令第129条第7項に規定する場合である」と記載するものとする。
- 3 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

屆出書

令和8年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

記

(裏面)

備考

- 1 「使用者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあっては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあっては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあっては「手話通訳者」と、専ら要約筆記（同法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあっては「要約筆記者」と記載するものとする。
- 2 公職選挙法第150条第1項第2号イ又はロに掲げる者が同条第2項の政見の放送のための録画をする場合において、その者が同法第197条の2第2項の規定により専ら手話通訳のために使用する者に対して報酬を支給するときは、「使用する期間」の欄に、同法第86条の4第1項、第2項、第5項の規定による届出のあつた日から当該選挙の期日の前日までの間のいずれかの日（その日に使用する者が当該専ら手話通訳のために使用する者を含め50人を超えない日に限る。）を記載し、「備考」の欄に「公職選挙法施行令第129条第7項に規定する場合である」と記載するものとする。
- 3 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

屆出書

令和8年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

記

(裏面)

備考

- 1 「使用者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあっては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあっては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあっては「手話通訳者」と、専ら要約筆記（同法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあっては「要約筆記者」と記載するものとする。
- 2 公職選挙法第150条第1項第2号イ又はロに掲げる者が同条第2項の政見の放送のための録画をする場合において、その者が同法第197条の2第2項の規定により専ら手話通訳のために使用する者に対して報酬を支給するときは、「使用する期間」の欄に、同法第86条の4第1項、第2項、第5項の規定による届出のあつた日から当該選挙の期日の前日までの間のいずれかの日（その日に使用する者が当該専ら手話通訳のために使用する者を含め50人を超えない日に限る。）を記載し、「備考」の欄に「公職選挙法施行令第129条第7項に規定する場合である」と記載するものとする。
- 3 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

屆出書

令和8年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

記

(裏面)

備考

- 1 「使用者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあっては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあっては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあっては「手話通訳者」と、専ら要約筆記（同法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあっては「要約筆記者」と記載するものとする。
- 2 公職選挙法第150条第1項第2号イ又はロに掲げる者が同条第2項の政見の放送のための録画をする場合において、その者が同法第197条の2第2項の規定により専ら手話通訳のために使用する者に対して報酬を支給するときは、「使用する期間」の欄に、同法第86条の4第1項、第2項、第5項の規定による届出のあつた日から当該選挙の期日の前日までの間のいずれかの日（その日に使用する者が当該専ら手話通訳のために使用する者を含め50人を超えない日に限る。）を記載し、「備考」の欄に「公職選挙法施行令第129条第7項に規定する場合である」と記載するものとする。
- 3 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

候補者經歷書

選舉區衆議院小選舉區選出議員選舉鹿兒島縣第

右のとおり提出します。

令和年月日

候補者住所

殿

印

寫真貼付欄

横縦三四セセンチメートル

備考

一 当該選挙の公示（告示）のあつた日の午後五時までに、NHKが指定する場所にこの経歴書を提出する。

二 所属党派欄には、所属党派証明書に記載された党派を記載する。この場合において、所属党派名が二十字を超える場合は、放送用として二十字以内の略称を併記する。所属党派証明書を有しない候補者については、「無所属」と記載する。

三 氏名欄には、当該選挙長の認定した通称があるときは、その通称を記載する。

四 生年月日欄中の（　　歳）内には、当該選挙の期日により算定した満年齢を記載する。

五 主要な経歴欄には、五十字以内で記載し、固有名詞には振り仮名を付ける。

六 あて名欄には、経歴放送を実施する放送事業者名を記載する。

七 写真貼付欄に写真を一枚貼り付けるとともに、同じ写真を二枚添付する。

注意

経歴書を提出しない候補者の経歴放送は、氏名、年齢、候補者届出政党の名称、職業の紹介に限られます。また、写真の提出のない候補者は、テレビでは字幕のみの経歴放送になります。

候補者經歷書

選舉區衆議院小選舉區選出議員選舉鹿兒島縣第

右のとおり提出します。

令和年月日

候補者住所

殿

印

寫真貼付欄

横縦三四セセンチメートル

備考

一 当該選挙の公示（告示）のあつた日の午後五時までに、NHKが指定する場所にこの経歴書を提出する。

二 所属党派欄には、所属党派証明書に記載された党派を記載する。この場合において、所属党派名が二十字を超える場合は、放送用として二十字以内の略称を併記する。所属党派証明書を有しない候補者については、「無所属」と記載する。

三 氏名欄には、当該選挙長の認定した通称があるときは、その通称を記載する。

四 生年月日欄中の（　　歳）内には、当該選挙の期日により算定した満年齢を記載する。

五 主要な経歴欄には、五十字以内で記載し、固有名詞には振り仮名を付ける。

六 あて名欄には、経歴放送を実施する放送事業者名を記載する。

七 写真貼付欄に写真を一枚貼り付けるとともに、同じ写真を二枚添付する。

注意

経歴書を提出しない候補者の経歴放送は、氏名、年齢、候補者届出政党の名称、職業の紹介に限られます。また、写真の提出のない候補者は、テレビでは字幕のみの経歴放送になります。

候補者經歷書

選舉區衆議院小選舉區選出議員選舉鹿兒島縣第

右のとおり提出します。

令和年月日

候補者住所

殿

印

寫真貼付欄

横縦三四セセンチメートル

備考

一 当該選挙の公示（告示）のあつた日の午後五時までに、NHKが指定する場所にこの経歴書を提出する。

二 所属党派欄には、所属党派証明書に記載された党派を記載する。この場合において、所属党派名が二十字を超える場合は、放送用として二十字以内の略称を併記する。所属党派証明書を有しない候補者については、「無所属」と記載する。

三 氏名欄には、当該選挙長の認定した通称があるときは、その通称を記載する。

四 生年月日欄中の（　　歳）内には、当該選挙の期日により算定した満年齢を記載する。

五 主要な経歴欄には、五十字以内で記載し、固有名詞には振り仮名を付ける。

六 あて名欄には、経歴放送を実施する放送事業者名を記載する。

七 写真貼付欄に写真を一枚貼り付けるとともに、同じ写真を二枚添付する。

注意

経歴書を提出しない候補者の経歴放送は、氏名、年齢、候補者届出政党の名称、職業の紹介に限られます。また、写真の提出のない候補者は、テレビでは字幕のみの経歴放送になります。

候補者經歷書

選舉區衆議院小選舉區選出議員選舉鹿兒島縣第

右のとおり提出します。

令和年月日

候補者住所

殿

印

寫真貼付欄

横縦三四セントル

備考

一 当該選挙の公示（告示）のあつた日の午後五時までに、NHKが指定する場所にこの経歴書を提出する。

二 所属党派欄には、所属党派証明書に記載された党派を記載する。この場合において、所属党派名が二十字を超える場合は、放送用として二十字以内の略称を併記する。所属党派証明書を有しない候補者については、「無所属」と記載する。

三 氏名欄には、当該選挙長の認定した通称があるときは、その通称を記載する。

四 生年月日欄中の（　　歳）内には、当該選挙の期日により算定した満年齢を記載する。

五 主要な経歴欄には、五十字以内で記載し、固有名詞には振り仮名を付ける。

六 あて名欄には、経歴放送を実施する放送事業者名を記載する。

七 写真貼付欄に写真を一枚貼り付けるとともに、同じ写真を二枚添付する。

注意

経歴書を提出しない候補者の経歴放送は、氏名、年齢、候補者届出政党の名称、職業の紹介に限られます。また、写真の提出のない候補者は、テレビでは字幕のみの経歴放送になります。

選挙運動費用収支報告書

1 令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(鹿児島県第 区)

2 公職の候補者 住 所

氏 名

3 自 至 月 月 日 第 回分

4 収入の部

月 日	金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金錢以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
	円						

月 日	金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附及 びその他の収入の 見 積 の 根 拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
	円						
計	寄 附						
	その他の収入						
	計						
前 回 計	寄 附						
	その他の収入						
	計						
総 額	寄 附						
	その他の収入						
	総 計						

参 考	
-----	--

5 支出の部

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金錢以外の 支出の見積 の 根 抠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
	円							
計	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出							
	計							
前回計	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出							
	計							
総額	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出							
	総 計							
支出のうち公費 負担相当額		項 目		単価 (A)	枚数 (B)		金額 ((A)×(B)=(C))	
		選挙運動用通常葉書の作成		円	枚		円	
		ビラの作成		円	枚		円	
		ポスターの作成		円	枚		円	
		選挙事務所の立札及び看板の類の作成		円	枚		円	
		選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		円	枚		円	
		個人演説会の立札及び看板の類の作成		円	枚		円	
		計						

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和 年 月 日

出納責任者 住 所

氏 名

備考

- 1 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- 2 収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
- 3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成に係るもの）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。
- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
- 6 精算届後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」とともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。
- 7 収入の部の記載については第三十号様式収入簿の備考中2から6までの例により、支出の部の記載については同様式支出簿の備考中3から9までの例によるものとする。（下記参照）
- 8 出納責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

（収入簿の備考中2から6まで）

- 2 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の收受については、その債務又は利益を時価に見積った金額を記載するものとする。
- 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 4 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 5 「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 6 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

（支出簿の備考中3から9まで）

- 3 この帳簿の各科目には、（一）人件費（二）家屋費（（イ）選挙事務所費（ロ）集会会場費等）（三）通信費（四）交通費（五）印刷費（六）広告費（七）文具費（八）食料費（九）休泊費（十）雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 4 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金額支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。
前項の場合において「金額支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。
- 5 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 6 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。
- 7 支出の中金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 8 専ら在外選挙人の投票に関する選挙運動で国外においてするものに関する支出については、その旨を「備考」欄に記載するものとし、当該支出の合計を記載するに当たつては、これ以外の支出と区別し、外書として括弧を付して記載するものとする。
- 9 選挙運動に係る公費負担対象支出（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成に係るもの）については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。

領収書等を徵し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支 出 の 金 額	区 分	支 出 の 目 的	領収書その他の支出を証すべき書面を徵し難かった事情

1 令和 年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）

2 公職の候補者 氏 名

3 出納責任者 氏 名

備考

- 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区別を明記するものとする。
- 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等），員数等を記載するものとする。

振込明細書に係る支出目的書

支出の費目	支出の目的

1 令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）

2 公職の候補者 氏 名

3 出納責任者 氏 名

備考

- 1 「支出の費目」の欄には、人件費、家屋費（選挙事務所費、集合会場費等）、通信費、交通費、印刷費、広告費、文具費、食料費、休泊費、雑費等の費目を記載するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。
- 3 支出の目的ごとに別葉とするものとする。
- 4 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。
ただし、振込明細書に支出の目的が記載されている場合は、本様式の提出は不要である。

選挙運動費用収支報告書

1 令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(鹿児島県第 区)

2 公職の候補者 住 所

氏 名

3 自 至 月 月 日 第 回分

4 収入の部

月 日	金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金錢以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
	円						

月 日	金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附及 びその他の収入の 見 積 の 根 拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
	円						
計	寄 附						
	その他の収入						
	計						
前 回 計	寄 附						
	その他の収入						
	計						
総 額	寄 附						
	その他の収入						
	総 計						

参 考	
-----	--

5 支出の部

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金錢以外の 支出の見積 の 根 抠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
	円							
計	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出							
	計							
前回計	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出							
	計							
総額	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出							
	総 計							
支出のうち公費 負担相当額		項 目		単価 (A)	枚数 (B)		金額 ((A)×(B)=(C))	
		選挙運動用通常葉書の作成		円	枚		円	
		ビラの作成		円	枚		円	
		ポスターの作成		円	枚		円	
		選挙事務所の立札及び看板の類の作成		円	枚		円	
		選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		円	枚		円	
		個人演説会の立札及び看板の類の作成		円	枚		円	
		計						

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和 年 月 日

出納責任者 住 所

氏 名

備考

- 1 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- 2 収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
- 3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成に係るもの）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。
- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
- 6 精算届後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」とともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。
- 7 収入の部の記載については第三十号様式収入簿の備考中2から6までの例により、支出の部の記載については同様式支出簿の備考中3から9までの例によるものとする。（下記参照）
- 8 出納責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

（収入簿の備考中2から6まで）

- 2 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の收受については、その債務又は利益を時価に見積った金額を記載するものとする。
- 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 4 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 5 「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 6 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

（支出簿の備考中3から9まで）

- 3 この帳簿の各科目には、（一）人件費（二）家屋費（（イ）選挙事務所費（ロ）集会会場費等）（三）通信費（四）交通費（五）印刷費（六）広告費（七）文具費（八）食料費（九）休泊費（十）雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 4 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金額支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金額以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。
前項の場合において「金額支出」と「金額以外の支出」とは、別行に記載するものとする。
- 5 支出が金銭以外の支出であるときは、「金額以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 6 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。
- 7 支出の中金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 8 専ら在外選挙人の投票に関する選挙運動で国外においてするものに関する支出については、その旨を「備考」欄に記載するものとし、当該支出の合計を記載するに当たつては、これ以外の支出と区別し、外書として括弧を付して記載するものとする。
- 9 選挙運動に係る公費負担対象支出（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成に係るもの）については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。

領収書等を徵し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支 出 の 金 額	区 分	支 出 の 目 的	領収書その他の支出を証すべき書面を徵し難かった事情

1 令和 年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）

2 公職の候補者 氏 名

3 出納責任者 氏 名

備考

- 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区別を明記するものとする。
- 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等），員数等を記載するものとする。

振込明細書に係る支出目的書

支出の費目	支出の目的

1 令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）

2 公職の候補者 氏 名

3 出納責任者 氏 名

備考

- 1 「支出の費目」の欄には、人件費、家屋費（選挙事務所費、集合会場費等）、通信費、交通費、印刷費、広告費、文具費、食料費、休泊費、雑費等の費目を記載するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。
- 3 支出の目的ごとに別葉とするものとする。
- 4 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。
ただし、振込明細書に支出の目的が記載されている場合は、本様式の提出は不要である。

選挙運動費用収支報告書

1 令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(鹿児島県第 区)

2 公職の候補者 住 所

氏 名

3 自 至 月 月 日 第 回分

4 収入の部

月 日	金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金錢以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
	円						

月 日	金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附及 びその他の収入の 見 積 の 根 拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
	円						
計	寄 附						
	その他の収入						
	計						
前 回 計	寄 附						
	その他の収入						
	計						
総 額	寄 附						
	その他の収入						
	総 計						

参 考	
-----	--

5 支出の部

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金錢以外の 支出の見積 の 根 抠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
	円							
計	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出							
	計							
前回計	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出							
	計							
総額	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出							
	総 計							
支出のうち公費 負担相当額		項 目		単価 (A)	枚数 (B)		金額 ((A)×(B)=(C))	
		選挙運動用通常葉書の作成		円	枚		円	
		ビラの作成		円	枚		円	
		ポスターの作成		円	枚		円	
		選挙事務所の立札及び看板の類の作成		円	枚		円	
		選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		円	枚		円	
		個人演説会の立札及び看板の類の作成		円	枚		円	
		計						

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和 年 月 日

出納責任者 住 所

氏 名

備考

- 1 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- 2 収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
- 3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成に係るもの）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。
- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
- 6 精算届後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」とともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。
- 7 収入の部の記載については第三十号様式収入簿の備考中2から6までの例により、支出の部の記載については同様式支出簿の備考中3から9までの例によるものとする。（下記参照）
- 8 出納責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

（収入簿の備考中2から6まで）

- 2 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の收受については、その債務又は利益を時価に見積った金額を記載するものとする。
- 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 4 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 5 「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 6 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

（支出簿の備考中3から9まで）

- 3 この帳簿の各科目には、（一）人件費（二）家屋費（（イ）選挙事務所費（ロ）集会会場費等）（三）通信費（四）交通費（五）印刷費（六）広告費（七）文具費（八）食料費（九）休泊費（十）雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 4 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金額支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。
前項の場合において「金額支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。
- 5 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 6 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。
- 7 支出の中金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 8 専ら在外選挙人の投票に関する選挙運動で国外においてするものに関する支出については、その旨を「備考」欄に記載するものとし、当該支出の合計を記載するに当たつては、これ以外の支出と区別し、外書として括弧を付して記載するものとする。
- 9 選挙運動に係る公費負担対象支出（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成に係るもの）については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。

領収書等を徵し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支 出 の 金 額	区 分	支 出 の 目 的	領収書その他の支出を証すべき書面を徵し難かった事情

1 令和 年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）

2 公職の候補者 氏 名

3 出納責任者 氏 名

備考

- 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区別を明記するものとする。
- 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等），員数等を記載するものとする。

振込明細書に係る支出目的書

支出の費目	支出の目的

1 令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）

2 公職の候補者 氏 名

3 出納責任者 氏 名

備考

- 1 「支出の費目」の欄には、人件費、家屋費（選挙事務所費、集合会場費等）、通信費、交通費、印刷費、広告費、文具費、食料費、休泊費、雑費等の費目を記載するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。
- 3 支出の目的ごとに別葉とするものとする。
- 4 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。
ただし、振込明細書に支出の目的が記載されている場合は、本様式の提出は不要である。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所

氏名

年月日生

選舉年月日執行衆議院小選舉區選出議員選舉令和

立会いすべき開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和
年
月
日

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 四区

候補者（党派）

選挙管理委員会委員長

備考

公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他措置がある場合はこの限りではない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所

氏名

年月日生

選舉令和年月日執行衆議院小選舉區選出議員選舉

立会いすべき開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和
年
月
日

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 四区

候補者（党派）

選舉管理委員會委員長

備考

者 公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他措置がある場合はこの限りではない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所

氏名

年月日生

選舉年月日執行衆議院小選舉區選出議員選舉
令和年月日執行衆議院小選舉區選出議員選舉

立会いすべき開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和
年
月
日

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 四区

候補者（党派）

選舉管理委員會委員長

殿

氏名

開票區

備考

公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他措置がある場合はこの限りではない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所

氏名

年月日生

選舉令和年月日執行衆議院小選舉区選出議員選舉

立会いすべき開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和
年
月
日

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第
区

候補者（党派）

選舉管理委員會委員長

殿

氏名

開票區

備考

公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所

氏名

年月日生

選舉年月日執行衆議院小選舉區選出議員選舉
令和年月日執行衆議院小選舉區選出議員選舉

立会いすべき開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和
年
月
日

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 四区

候補者（党派）

選舉管理委員會委員長

備考

公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所

氏名

年月日生

選舉年月日執行衆議院小選舉區選出議員選舉
令和年月日執行衆議院小選舉區選出議員選舉
選舉

立会いすべき開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和
年
月
日

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 四区

候補者（党派）

選挙管理委員会委員長

備考

公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他措置がある場合はこの限りではない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所

氏名

年月日生

選舉年月日執行衆議院小選舉區選出議員選舉令和選舉

立会いすべき開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和
年
月
日

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区

候補者（党派）

選舉管理委員會委員長

殿

氏名

開票區

備考

公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他措置がある場合はこの限りではない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所

氏名

年月日生

選舉年月日執行衆議院小選舉區選出議員選舉
令和年月日執行衆議院小選舉區選出議員選舉
選舉

立会いすべき開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和
年
月
日

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区

候補者（党派）

選舉管理委員會委員長

殿

氏名

開票區

備考

公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他措置がある場合はこの限りではない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所

氏名

年月日生

選舉年月日執行衆議院小選舉區選出議員選舉令和選舉

立会いすべき開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和
年
月
日

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区

候補者（党派）

選舉管理委員會委員長

殿

氏名

開票區

備考

公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他措置がある場合はこの限りではない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所

氏名

年月日生

選舉令和年月日執行衆議院小選舉区選出議員選舉

立会いすべき開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和
年
月
日

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第
区

候補者（党派）

選挙管理委員会委員長

殿

氏名

開票區

備考

公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他措置がある場合はこの限りではない。

承
諾
書

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第
ことを承諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第

候補者

区

殿

区における開票立会人となるべき

承
諾
書

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第
ことを承諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第

候補者

区

殿

区における開票立会人となるべき

承
諾
書

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第
ことを承諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第

候補者

区

殿

区における開票立会人となるべき

承
諾
書

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第
ことを承諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第

候補者

区

殿

区における開票立会人となるべき

承
諾
書

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第
ことを承諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第

候補者

区

殿

区における開票立会人となるべき

承
諾
書

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第
ことを承諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第

候補者

区

殿

区における開票立会人となるべき

承
諾
書

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第
ことを承諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第

候補者

区

殿

区における開票立会人となるべき

承
諾
書

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第
ことを承諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第

候補者

区

殿

区における開票立会人となるべき

承
諾
書

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第
ことを承諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第

候補者

区

殿

区における開票立会人となるべき

承
諾
書

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第
ことを承諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第

候補者

区

殿

区における開票立会人となるべき

選挙立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住 所

氏 名

年 月 日生

選挙 令和 年 月 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙

立会いすべき選挙区
選挙区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和 年 月 日

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第

候補者（党派） 氏 名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区
選挙長

殿

備考
公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を、
これら者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び本人の署名その他の措置がある場合に示す又は提出を、
ただし、公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合に示す又は提出を、
うこと。 されど、公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合に示す又は提出を、
ない。 されど、公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合に示す又は提出を、
は行こ

選挙立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所

氏名

年月日生

選舉
令和年月日執行衆議院小選舉区選出議員選舉

立会いすべき選挙区 選挙区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和年月日

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区

候補者（党派）

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第
四区選挙長

区選舉長

備考　公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これららの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行なうれど、ただし、公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

承

諾

書

令和 年 月 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第
ことを承諾します。

区における選挙立会人となるべき

令和 年 月 日

住 所

氏 名

区

殿

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第
候補者

承

諾

書

令和 年 月 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第
ことを承諾します。

区における選挙立会人となるべき

令和 年 月 日

住 所

氏 名

区

殿

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第
候補者

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 殿

選挙名 衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）

候補者 住 所

氏 名

選挙運動のために使用するビラの届出書

公職選挙法第142条第1項の規定により発行するビラは、下記のとおりでありますからお届けします。

記

1 ビラの記号

2 ビラの頒布予定枚数（証紙交付希望数）

3 ビラの添付（5枚）

4 ビラの頒布責任者

住 所

氏 名

5 ビラの印刷者

住 所

氏 名（法人の場合名称）

備考 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 殿

選挙名 衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）

候補者 住 所

氏 名

選挙運動のために使用するビラの届出書

公職選挙法第142条第1項の規定により発行するビラは、下記のとおりでありますからお届けします。

記

1 ビラの記号

2 ビラの頒布予定枚数（証紙交付希望数）

3 ビラの添付（5枚）

4 ビラの頒布責任者

住 所

氏 名

5 ビラの印刷者

住 所

氏 名（法人の場合名称）

備考 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 殿

選挙名 衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）

候補者 住 所

氏 名

選挙運動のために使用するビラの届出書

公職選挙法第142条第1項の規定により発行するビラは、下記のとおりでありますからお届けします。

記

1 ビラの記号

2 ビラの頒布予定枚数（証紙交付希望数）

3 ビラの添付（5枚）

4 ビラの頒布責任者

住 所

氏 名

5 ビラの印刷者

住 所

氏 名（法人の場合名称）

備考 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 殿

選挙名 衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）

候補者 住 所

氏 名

選挙運動のために使用するビラの届出書

公職選挙法第142条第1項の規定により発行するビラは、下記のとおりでありますからお届けします。

記

1 ビラの記号

2 ビラの頒布予定枚数（証紙交付希望数）

3 ビラの添付（5枚）

4 ビラの頒布責任者

住 所

氏 名

5 ビラの印刷者

住 所

氏 名（法人の場合名称）

備考 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 殿

選挙名 衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）

候補者 住 所

氏 名

選挙運動のために使用するビラの届出書

公職選挙法第142条第1項の規定により発行するビラは、下記のとおりでありますからお届けします。

記

1 ビラの記号

2 ビラの頒布予定枚数（証紙交付希望数）

3 ビラの添付（5枚）

4 ビラの頒布責任者

住 所

氏 名

5 ビラの印刷者

住 所

氏 名（法人の場合名称）

備考 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

委任状

私は、を代理人と定め、
下記事項を委任します。

記

委任事項（）

令和 年 月 日

住 所：

氏 名：

（届出の名義人の署名又は記名押印）

委任状

私は、を代理人と定め、
下記事項を委任します。

記

委任事項（ ）

令和 年 月 日

住 所：

氏 名：

（届出の名義人の署名又は記名押印）

